

労働者派遣基本契約書（案）

1. 派遣業務の名称 R 8 情報通信システム管理運用支援にかかる労働者派遣業務
(単価契約)
2. 派遣期間 令和8年 4月 1日 から
令和9年 3月31日 まで
3. 業務場所 国立研究開発法人建築研究所 企画部情報・技術課
4. 派遣単価 別紙のとおり

派遣先と派遣元とは、労働者派遣等に関し、次のとおり取引の基本事項を定める。

(適用範囲)

第1条 本契約は、派遣先と派遣元との間で締結される個別労働者派遣契約（以下「派遣契約」とする。）について適用する。

(労働者派遣契約)

第2条 派遣先及び派遣元は、労働者派遣に際し、派遣契約の内容を書面にして記録し、かつ派遣元は派遣先に対し、派遣労働者の氏名等法定事項を所定の方法で通知する。

(派遣料金等の支払)

第3条 派遣先は派遣元に対し、頭書記載の金額に定める派遣料金を次の支払条件で支払うものとする。

但し、派遣契約に支払条件に関しての特別の定めがある場合はその定めに従う。

- 一 派遣料金の単価には、派遣元がこの契約を履行するために必要な経費一切を含むものとする。
 - 二 派遣料金は、毎月1日から末日までの1か月分とし、各月毎に業務時間に基づき派遣料金を計算して派遣先に請求する。
 - 三 派遣料金の計算に円未満の端数が生じた場合は、切捨てとする。
 - 四 勤務時間は、0.25時間単位で計算し端数は切捨てとする。
- 2 派遣先は、前項の請求書を受理したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。
 - 3 派遣元は、派遣先の責に帰すべき事由により、前項の派遣料金等の支払いが遅れた場合には、派遣先に対して遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて得た額の遅

延利息の支払を請求することができる。

(就 業)

第4条 派遣元は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、業務の遂行に支障を生じ、もしくは派遣先の名誉及び信用を害する等の不都合を生じさせないように、適切な措置を講じなければならない。

(責任者の選定)

第5条 派遣先及び派遣元は、それぞれ派遣先責任者、派遣元責任者を選任するものとする。また、派遣先は派遣労働者を直接指揮命令する者を定めるものとする。

(派遣労働者の交替の要請)

第6条 派遣先は、派遣元の派遣労働者が業務の遂行にあたり著しく不適切と認められる場合、理由を明示してその派遣労働者の交替を派遣元に要請することができる。

(金銭、有価証券等の取扱い)

第7条 派遣先は派遣元の派遣労働者に金銭、有価証券その他貴重品の取扱いをさせないものとする。但し、業務上必要がある場合には、別途覚書を締結するものとする。

(派遣労働者の出張)

第8条 第5条に定める派遣先の指揮命令権者は、業務上の必要があるときは、派遣労働者を出張させることができる。

2 派遣労働者を出張させる場合の事務手続き及び旅費の計算方法は、国立研究開発法人建築研究所旅費規程及び同規程運用細則を準用する。この場合において、派遣労働者は、一般職3級相当とする。

3 派遣元は、第1項の規定に基づき派遣労働者が出張した場合において、その旅費請求額は、第3条に規定する各月毎の派遣料金に加算し、派遣先に請求することとする。

(派遣契約の解約)

第9条 派遣元は、派遣先が派遣料金等を支払期日までに支払わない時またはその恐れが認められた時並びに信頼関係を害する行為があった時は、事後の労働者派遣を停止または派遣契約を将来に向かって即時解約することができる。

(労働者派遣法の遵守)

第10条 派遣先及び派遣元は、労働者派遣法、同法施行令、同法施行規則、その他の通達などで定められているところに従い、各自必要な措置をとる。

(基本契約の解除)

第11条 派遣先または派遣元いずれかにおいて本契約の条項に違反し、法令の定める解

約事由が生じまたは本契約を存続するに足る信頼関係を破壊する行為があったとき、その相手方は何ら勧告をすることなく本契約を解除することができる。

- 2 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 役員等（派遣元が個人である場合にはその者を、派遣元が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - 七 派遣元が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、派遣先が派遣元に対して当該契約の解除を求め、派遣元がこれに従わなかったとき。
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、派遣元は、別冊「仕様書」の見込み労働時間から履行済みの労働時間を差し引いた時間に単価（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の単価）を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。

（機密保持）

- 第12条 派遣元は、派遣先における業務遂行に関し、知り得た事項を他人に漏洩してはならない。
- 2 派遣元は、派遣労働者その他の派遣元の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

（事故等の報告）

- 第13条 派遣元は、業務の履行中に故意又は過失により、派遣先の施設、設備を損壊した場合または事故等を生じた場合は、直ちに派遣先に報告し、事故措置について派遣先と協議するものとする。

(事故等の処理手続き)

第14条 派遣元は、業務の履行に伴い生じた一切の事故等に対する処理手続きを行うものとする。

(損害賠償)

第15条 派遣労働者が担当した業務に関し、その責に帰すべき事由に基づき派遣先または第三者に対し損害を被らせたときは、賠償責任の存否及びその負担部分に関して、派遣先、派遣元とが誠意をもって協議の上定める。

2 派遣元の責に帰すべき事由により将来に向って労働者を派遣することができなくなり、派遣先に対し損害を生じさせたときは、派遣先は、残りの派遣期間に相当する派遣料金の10分の1を損害金として派遣元に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第16条 派遣元が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、派遣元は、派遣先の請求に基づき、別冊「仕様書」の見込み労働時間に単価（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の単価）を乗じて得た金額と支払額（業務の既済部分について、その部分に認められるときは、既済部分に相当する代金額を含む）のいずれか大きい額の10分の1に相当する額を違約金として派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。契約期間満了後においては、別冊「仕様書」の予定数量に単価（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の単価）を乗じて得た金額と支払額（業務の既済部分について、その部分に認められるときは、既済部分に相当する代金額を含む）のいずれか大きい額を、「支払済額」と読み替えるものとする。

- 一 この契約に関し、派遣元が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が派遣元に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、派遣元に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が派遣元に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、派遣元（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法

(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 派遣元が前項の違約金を派遣先の指定する期間内に支払わないときは、派遣元は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を派遣先に支払わなければならない。

(協議事項)

第17条 本契約書の各項に疑義が生じ、または本契約書に定めない事項については、派遣先と派遣元とが協議し円滑に解決すべきものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

派遣先	住所	茨城県つくば市立原1番地3
	氏名	契約職 国立研究開発法人建築研究所 理事長 ○ ○ ○ ○

派遣元	住所
	氏名

(別紙)

派遣料金内訳書

(単位：円)

区 分	単 位	税抜き単価 (A)	消費税及び 地方消費税額 (B)	契 約 単 価 (A)+(B)
業務時間内勤務派遣料金 (実労働時間 8 時間まで)	1 時間当 たり			
業務時間外勤務派遣料金 (実労働時間 8 時間超) (～22:00)	”			
業務時間外勤務派遣料金 (22:00～ 5:00)	”			
休日勤務派遣料金 (～22:00)	”			
休日勤務派遣料金 (22:00～5:00)	”			

消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項、第 29 条及び地方税法第 72 条の 82、第 72 条の 83 の規定に基づき契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。